

連携医療機関登録に関する覚書

西暦 年 月 日

甲

印

乙 国立研究開発法人 国立がん研究センター中央病院

印

（以下「甲」という。）と国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院（以下「乙」という。）は甲乙間の医療連携について次の各条項の通り覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が相互の医療機能を活かして連携協力を図り、適切で質の高い医療の提供並びに療養環境の確保を通じ、患者一人ひとりに最善の医療を提供することを目的とする。

（申請）

第2条 甲は、乙へ連携医療機関登録申請をする場合、前方または後方の連携実績に加え、次の各号にあげる事項のいずれかに該当し、かつ各号にあげる事項に反していないことを確認し、「連携医療機関登録申請書」及び「連携医療機関登録に関する覚書」（以下「登録申請書等」という。）を提出する。

- 一 科学的根拠に基づいたがん診療を実施している。
- 二 がん患者の診療支援を行える体制が適切に整備されている。
- 三 当サイトに登録を行うことが、がん診療に利益をもたらす。

（登録）

第3条 乙は甲からの申請後、登録申請書等を基に審査を実施する。承認となった場合、乙は甲に対し医療連携登録証を交付する。

（期間）

第4条 期間は医療連携登録証に記載された連携開始日から3年間を経過した同月の末日とする。

乙は期間終了前の3カ月間に連携医療機関登録の継続意思確認を書面にて実施する。連携更新の意思が確認できた場合には、再度の審査・承認を踏まえ、期間を3年間延長する。以降の更新についても同様の扱いとする。

（解除）

第5条 甲または乙から登録解除の申し出があった場合は、双方協議のうえ解除を行い、解除後は速やかに医療連携登録証の返却及びホームページ等への記載を削除する。ただし、虚偽・不実等、医療連携に著しく不利益をもたらす事実が判明した場合には双方協議を行わず解除できるものとする。

以上を合意の証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。